

土木工事特記仕様書（舗装修繕業務）

（令和7年6月1日以降適用）

（目的及び業務内容）

第1条 本業務は、徳島県東部県土整備局〈徳島庁舎〉管内（※）の複数の舗装修繕箇所を発注者からの指示を受け、舗装修繕工法の協議を行い、作業に着手するものとする。

※旧鳴門庁舎管内は除く。

（現場責任者）

第2条 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第3条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事（3500万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

（現場責任者に対する措置請求）

第3条 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

（土木工事共通仕様書の適用）

第4条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画

室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第5条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

(1日未満で完了する作業の積算)

第6条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第7条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)

第8条 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第10条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第11条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（再委託等の禁止）

第12条 本業務の主たる内容である舗装作業は、第三者に請け負わせてはならない。

（本業務の特記仕様事項）

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1) 業務委託料は、履行完了時に修繕実績において精算を行うものとする。
- 2) 発注者からの修繕指示は、基本的には個別の箇所ごとに、その都度行うことを予定している。受注者は、指示を受けてから可能な限り速やかに各箇所の修繕を行うものとする。
- 3) 本業務は、契約履行期間を通じて指示箇所の修繕を行うものであるため、業務完了は契約履行期間末とする。

※修繕を必要とする箇所が新たに発生する可能性があるため、当面の指示箇所の修繕が早期に終わった場合であっても、業務は契約履行期間末まで継続するものとする。